

上山市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

上山市が構成市となっている山形広域環境事務組合において、平成29年10月1日にエネルギー回収施設（立谷川）、平成30年12月1日にエネルギー回収施設（川口）が稼働したが、構成市町はより一層のごみ減量に取り組まなければならない状況である。

また、本市及び山形広域環境事務組合では、最終処分を他の自治体や民間に委託している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、一般廃棄物の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の減量化と3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、循環利用を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール製容器、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	504t	498t	493t	489t	486t

6 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施にあたり、各種の啓発活動を行い、市民、事業者のごみ処理に対する

意識の高揚を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校における環境教育や地域社会におけるごみ処理施設見学会等のあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の延命、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・広報誌でのPR
- ・ごみ減量・リサイクルに関する出前講座の開催
- ・ごみ処理施設見学会の開催

(2) 3R運動の推進

市民、事業者及び行政が互いの役割を分担し、市民生活、市民団体等による地域活動、さらには事業活動など広範な、しかも積極的な実践活動への参加を促進する。

- ・集団資源回収事業の促進
- ・買物袋持参運動の促進
- ・商店会等での3R活動の促進
- ・廃棄物減量等推進員の活動の充実
- ・上山市衛生組合連合会活動及び各地区衛生組合活動の拡充
- ・古紙類の行政回収及び拠点回収の推進
- ・雑紙袋の全戸配布等による、雑紙回収の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8号第2項第3号）

ごみ処理基本計画及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び区分を次のように定める。

なお、ビン類については下記に加え「生きビン」の区分を設定し、より多くのリサイクルを実施するものとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として ガラス製の容器 — 無色のガラス容器 — 茶色のガラス容器 — その他のガラス容器	ビン（カレット） （無色、茶色、その他）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてのスチール製の容器	38 t		37 t		36 t		35 t		34 t	
主としてのアルミ製の容器	50 t		51 t		53 t		54 t		56 t	
無色のガラス製容器	(合計) 80 t		(合計) 75 t		(合計) 70 t		(合計) 66 t		(合計) 62 t	
	(引渡 量) 80t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 75t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 70t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 66t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 62t	(独自処 理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 59 t		(合計) 54 t		(合計) 50 t		(合計) 46 t		(合計) 42 t	
	(引渡 量) 59t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 54t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 50t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 46t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 43t	(独自処 理量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 45 t		(合計) 42 t		(合計) 39 t		(合計) 37 t		(合計) 35 t	
	(引渡 量) 45t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 42t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 39t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 37t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 35t	(独自処 理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主としてダンボール製の容器	165 t		170 t		175 t		180 t		185 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲用又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 67 t		(合計) 68 t		(合計) 69 t		(合計) 70 t		(合計) 71 t	
	(引渡 量) 67t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 68t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 69t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 70t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 71t	(独自処 理量) 0t
合計	505 t		498 t		493 t		489 t		486 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合別ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和5年度から令和9年度までの発生量見込みについては、おおむね平成29年度から令和3年度までの5年間の実績を基に予測した。

また、人口変動についても同様に予測した。(予測式はマイクロソフトエクセルの対数近似を使用)

(人口予測)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
28,056人	27,629人	27,209人	26,796人	26,389人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会、学校PTA等の市民団体による集団資源回収が進んでいるダンボール・紙パックについては、引続きこれらの団体が分別収集を実施することと併せて、紙パック・ダンボールについては、引き続き市民、事業者が直接搬入するための拠点回収所を設けるとともに、各ごみ集積所での行政回収を実施する。

(分別収集の実施主体)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
カン	スチール製容器	カン類	市による定期回収 (業者委託)	上山市 (リサイクルリレーセンター)
	アルミ製容器			
ビン	無色ガラス製容器	ビン類	市による定期回収 (業者委託)	上山市 (リサイクルリレーセンター)
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
ペットボトル		ペットボトル	市による定期回収 (業者委託)	山形広域環境事務組合 (業者委託)
紙パック		古紙類	市による定期回収 (業者委託)	資源業者
ダンボール		古紙類	市による定期回収 (業者委託)	資源業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

カン・ビンについては、上山市リサイクルリレーセンターで選別、圧縮、保管する。

ペットボトルについては、上山市リサイクルリレーセンターで積替えし、山形広域環境事務組合が委託する山形環境保全協同組合の施設に運搬後、選別、圧縮、保管する。

紙パックとダンボールについては、収集後そのまま資源業者へ引き渡す。

(処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類)

処理の段階	区分	仕様 (形状・形式・能力・数量等)
排出	集積場所	共通集積場所利用 (町内会管理)
収集・運搬	収集車両	カン : 2 t パッカー車 2 台 ビン : 2 t 平ボディ車 2 台 P E T ボトル : 2 t パッカー車 1 台 紙パックとダンボール : 2 t 平ボディ車 1 台
	中継輸送車両	P E T ボトル : 4 t アームロール車 2 台
選別・保管	リサイクルリレーセンター	カン類ストックヤード : 32 m ² × 2 (64m ³) ビン類ストックヤード : 105 m ² (26m ³) × 4 色
	山形環境保全協同組合	P E T ボトルストックヤード : 10 t
	資源業者	紙パック、ダンボール

(分別収集の用に供する施設整備計画)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン類	プラスチック カゴ	2 t パッカー車	リサイクルリレーセンター (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ビン類	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	リサイクルリレーセンター (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙パック	古紙類		2 t 平ボディ車	
ダンボール	古紙類		紙パックと 共載	
P E T ボトル	P E T ボトル	透明袋	2 t パッカー車	山形環境保全協同組合 (選別・圧縮・保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第 8 条第 2 項第 7 号)

市民や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、上山市廃棄物減量等推進審議会を開催する。

また、地域でのリサイクル活動を推進していくため、上山市廃棄物減量等推進員の研修会等を開催し、知識の普及啓発に努める。

分別の主体は市民にあることから、市民一人ひとりの実践を促す広報・啓発活動並びに分けやすく出しやすい方式等を検討する。

子供会、学校 P T A 等の市民団体による集団資源回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。